

令和4年（2022年）
第2回定例会

議案概要

東京都町田市

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第46号議案 町田市まち・ひと・しごと創生基金条例の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 2022年3月に地域再生計画^{※1}「町田市まち・ひと・しごと創生推進計画」を策定し、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）^{※2}による寄附の対象事業を拡大したことに伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 「町田市まち・ひと・しごと創生推進計画」に定める次の4つの事業に対する寄附金を、まち・ひと・しごと創生基金で管理できるようにします。</p> <p>①経済活動を盛んにする事業 ②人々が交流するまちづくりを推進する事業 ③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業 ④時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る事業</p> <p>○ 公布の日から施行します。</p> <p>【関係法令】</p> <p>○ 地域再生法（平成17年法律第24号）</p> <p>※1「地域再生計画」とは、地域経済の活性化や地域における雇用機会の創出等、地域の活力の再生のための具体的な目標や市が実施する事業等を定めた計画です。地域再生法に基づき国の認定を受けることで、この計画に定める事業が企業版ふるさと納税の対象等になります。</p> <p>※2「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」とは、国が認定した地方公共団体の事業に対し、企業が寄附を行った場合に、寄附額の最大6割を法人関係税から税額控除する仕組みです。寄附をした企業は、既存の軽減（寄附額の約3割）と合わせて、最大で寄附額の約9割の減税効果が見込まれます。</p> <p>【経緯】</p> <p>○ 市は、2019年11月に、地域再生計画として「芹ヶ谷公園芸術の杜プロジェクト」を作成し、国の認定を受けました。また、2019年12月に本条例を制定し、この計画に対する企業からの寄附金を管理する「町田市まち・ひと・しごと創生基金」を創設しました。</p> <p>○ 2022年3月、これまでの地域再生計画に加え、新たな地域再生計画として「町田市まち・ひと・しごと創生推進計画」を作成し、国の認可を受けました。</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>政策経営部 企画政策課長 唐澤</p>	<p>電話</p>	<p>724-2103</p>

議案概要

議案名	第47号議案 町田市手数料条例の一部を改正する条例
-----	---------------------------

【議案提出の目的】

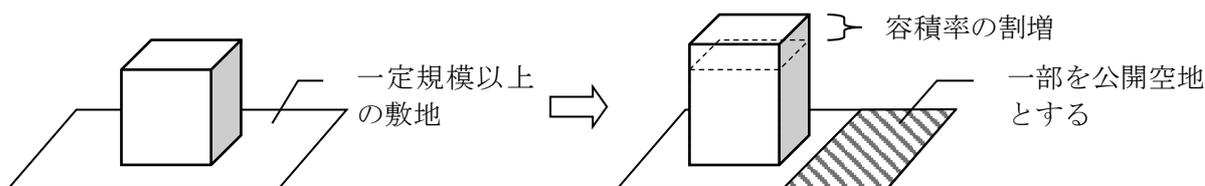
長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正により、長期優良住宅型総合設計制度[※]が創設されたことに伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 長期優良住宅型総合設計制度の申請に係る許可手数料（160,000円）を加えます。

※「長期優良住宅型総合設計制度」とは、長期優良住宅の認定を受けた住宅で、かつ、一定規模以上の敷地内に、公開空地（一般の人も利用できる広場や遊歩道などをいいます。）を設けるなど、市街地の環境の整備改善に資する住宅について、建築基準法に定める容積率の制限を緩和できる制度です。

長期優良住宅の認定 + 公開空地などの設置 → 容積率の割増



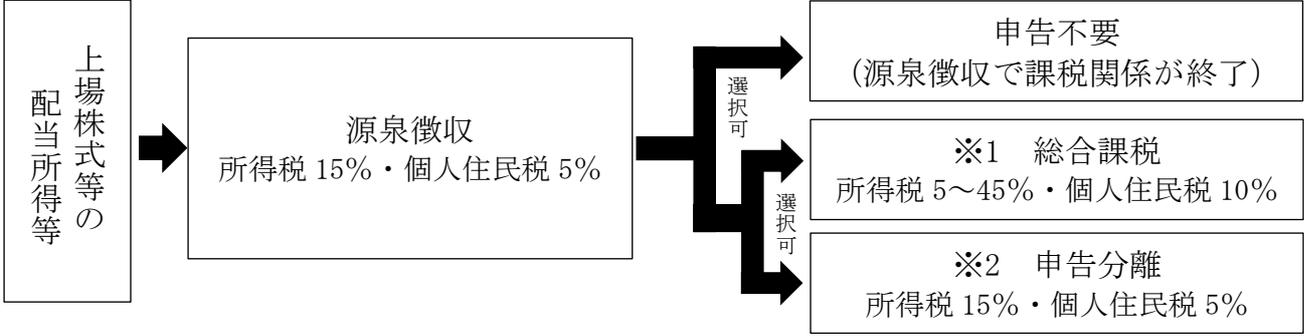
- 2022年7月1日から施行します。

【関係法令】

- 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）

問合せ先	都市づくり部 建築開発審査課長 武井	電話	724-4273
------	--------------------	----	----------

議案概要

議案名	第 4 8 号議案 町田市市税条例等の一部を改正する条例																						
<p>【議案提出の目的】 地方税法等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 個人住民税関係</p> <p>(1) 住宅ローン控除適用期限の延長[2023年1月1日施行] 住宅ローン控除の適用期限を4年間延長し、2025年12月31日までとします。</p> <p>(2) 上場株式等の配当所得等の課税方式の変更[2024年1月1日施行] 上場株式等の配当所得等については、所得税と個人住民税の源泉徴収後、申告不要、総合課税、申告分離の3つの課税方式の中から選択することができます。(図1) 現行は、所得税と個人住民税で、それぞれ異なる方式を選択することができますが、2024年以降は、所得税で選択した課税方式が個人住民税にも適用されます。(図2)</p> <p>(図1) 課税方式の種類</p>  <p>(図2) 課税方式の選択</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;"><改正前></th> <th colspan="2" style="text-align: left;"><改正後></th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">所得税</th> <th style="width: 25%;">個人住民税</th> <th style="width: 25%;">所得税</th> <th style="width: 25%;">個人住民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①申告不要</td> <td>①申告不要</td> <td>①申告不要</td> <td>①申告不要</td> </tr> <tr> <td>②総合課税</td> <td>②総合課税</td> <td>②総合課税</td> <td>②総合課税</td> </tr> <tr> <td>③申告分離</td> <td>③申告分離</td> <td>③申告分離</td> <td>③申告分離</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;"> 所得税、個人住民税それぞれで①～③を選択できます。 所得税で選択した課税方式が個人住民税にも適用されます。 </p> <p>※1 総合課税…給与所得など他の所得と合算して税額を算出する課税方式 ※2 申告分離…給与所得など他の所得と合算せず、分離して税額を算出する課税方式</p> <p>○ その他規定を整備します。</p> <p>【関係法令】</p> <p>○ 地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)</p>				<改正前>		<改正後>		所得税	個人住民税	所得税	個人住民税	①申告不要	①申告不要	①申告不要	①申告不要	②総合課税	②総合課税	②総合課税	②総合課税	③申告分離	③申告分離	③申告分離	③申告分離
<改正前>		<改正後>																					
所得税	個人住民税	所得税	個人住民税																				
①申告不要	①申告不要	①申告不要	①申告不要																				
②総合課税	②総合課税	②総合課税	②総合課税																				
③申告分離	③申告分離	③申告分離	③申告分離																				
問合せ先	財務部 市民税課長 佐藤	電話	724-3067																				

議案概要

議案名	第49号議案 町田市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 東京都ふぐの取扱い規制条例及び市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ ふぐ加工製品取扱届出に係る手数料を削ります。○ 公布の日から施行します。 <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和61年東京都条例第51号）○ 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第107号） <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 東京都ふぐの取扱い規制条例の改正（2022年4月1日施行）により、ふぐ加工製品取扱届出制度が廃止されました。○ 併せて、市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例が改正され、東京都から町田市に移譲される事務のうち、ふぐ加工製品取扱届出制度に関するものが削除されました。○ 上記の経過から、本条例で定めていたふぐ加工製品取扱届出に係る手数料を廃止するものです。			
問合せ先	保健所 保健総務課長 中坪	電話	724-4241

議案概要

議案名	第50号議案 町田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則から引用する規定の号番号を改めます。<ul style="list-style-type: none">・「第1条第3号」→「第1条第4号」○ 公布の日から施行します。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）			
問合せ先	都市づくり部 住宅課長 村田	電話	724-4269

議案概要

議案名	第 5 1 号議案 消防ポンプ自動車購入		
<p>【議案提出の目的】 消防ポンプ自動車の更新計画に基づき、使用期限が経過した消防ポンプ自動車を買替えるため、物品供給契約を締結するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 町田市消防団第 4 分団第 4 部に配備する消防ポンプ自動車 1 台（水槽付き）を購入するものです。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号（財産の取得） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 2 項（議決に付すべき財産の取得の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条（議決に付すべき財産の取得）</p> <p>【契約の概要】 ○ 契約目的 消防ポンプ自動車購入 ○ 契約方法 指名競争入札 ○ 契約金額 26,565,000 円 ○ 契約相手方 東京都町田市図師町 1847 番地 三共自動車株式会社 代表取締役 河合 十（かわい つなき） ○ 履行期限 契約確定の日から 2023 年 3 月 31 日まで</p> <p>【過去の実績】 ○ 2017 年度 消防ポンプ自動車 2 台購入 33,782,400 円 ○ 2018 年度 消防ポンプ自動車 2 台購入 33,782,400 円 ○ 2019 年度 消防ポンプ自動車 2 台購入 35,860,000 円 ○ 2020 年度 消防ポンプ自動車 2 台購入 38,280,000 円 ○ ただし上記 4 案件は、本案件の仕様と異なり、水槽無しの仕様で購入したものです。</p>			
問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 坂上 (事業内容) 防災安全部 防災課長 宮坂	電話	724-2523 724-3254

議案概要

議案名	第52号議案 小山田子どもクラブ新築工事請負契約
------------	---------------------------------

【議案提出の目的】

町田市5ヵ年計画22-26に基づき、地域の子どもの居場所づくりとして小山田中学校区に子どもクラブを新築する工事請負契約を締結するものです。

【議案の内容】

○工事内容

- ・子どもクラブの新築
木造平屋建て、延床面積482.95㎡
- ・上記に伴う外構工事



工事区域

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）
- 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）

【契約の概要】

- 契約目的 小山田子どもクラブ新築工事
- 契約方法 条件付一般競争入札
- 契約金額 184,189,500円
- 契約相手方 東京都町田市忠生三丁目7番地15
株式会社三和住建
代表取締役 志水 哲也
- 工期 契約確定の日から2023年5月31日まで

問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 坂上	電話	724-2523
	(工事内容) 財務部 営繕課長 原田		724-1293
	(事業内容) 子ども生活部 児童青少年課長 早出		724-4097

議案概要

議案名	第53号議案 忠生630号線（第二期）道路改良工事（その4）請負契約
-----	------------------------------------

【議案提出の目的】

町田市道忠生 630 号線において沿道住民の利便性の向上、歩行者の安全の確保及び車両の円滑な交通処理を目的とし、準幹線道路として道路の拡幅を行う工事請負契約を締結するものです。

【議案の内容】

施工延長 545.9m

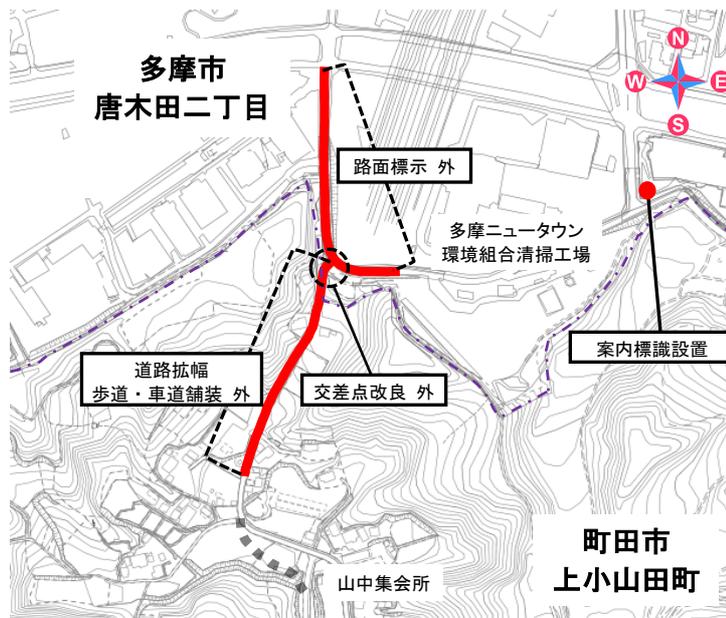
車道幅員 8.0m

歩道幅員 2.5m

- ・排水施設工事
- ・擁壁工事
- ・車道舗装工事
- ・歩道舗装工事
- ・防護柵設置工事
- ・路面標示工事
- ・案内標識設置工事

外

<工事区域図>



- 行政界
- 工事区域
- 今後開通予定

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結）
- 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約）

【契約の概要】

- 契約目的 忠生 630 号線（第二期）道路改良工事（その 4）
- 契約方法 条件付一般競争入札
- 契約金額 241,655,040 円
- 契約相手方 東京都町田市山崎町 1635 番地 1
岳大土木株式会社
代表取締役 佐々木 信幸
- 工 期 契約確定の日から 2024 年 3 月 11 日まで

問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 坂上 (工事内容) 道路部 道路整備課長 市川	電話	724-2523 724-1125
------	--	----	----------------------

議案概要

議案名	第54号議案 忠生732号線(尾根緑道)道路改良工事(その3) 請負契約
-----	--------------------------------------

【議案提出の目的】

町田市道忠生 732 号線(尾根緑道)において、歩行者等の安全を確保するため車道及び歩道の整備をする工事請負契約を締結するものです。

【議案の内容】

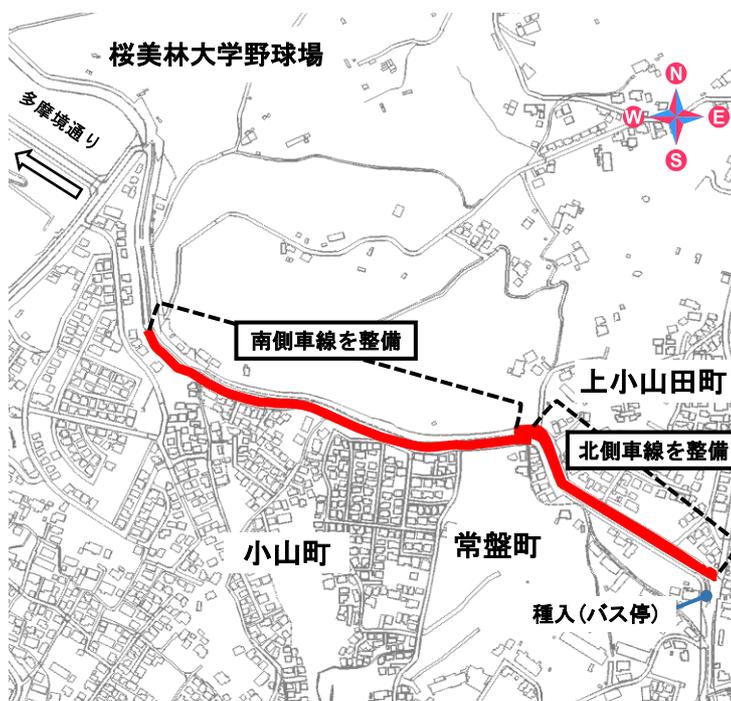
施工延長 720.0m

車道幅員 4.5m

歩道幅員 3.0m~4.5m

- ・排水施設工事
- ・車道舗装工事
- ・歩道舗装工事
- ・横断抑止柵工事
外

<工事区域図>



工事区域

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第5号(契約の締結)
- 地方自治法施行令第121条の2第1項(議決に付すべき契約の基準)
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条(議決に付すべき契約)

【契約の概要】

- 契約目的 忠生732号線(尾根緑道)道路改良工事(その3)
- 契約方法 条件付一般競争入札
- 契約金額 349,196,760円
- 契約相手方 東京都町田市原町田六丁目22番9号
株式会社石井工務店
代表取締役社長 若林 克典
- 工期 契約確定の日から2024年1月30日まで

問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 坂上 (工事内容) 道路部 道路整備課長 市川	電話	724-2523 724-1125
------	--	----	----------------------

議案概要

議案名	第55号議案 (仮称) 忠生スポーツ公園整備工事(その2) 請負契約
-----	------------------------------------

【議案提出の目的】

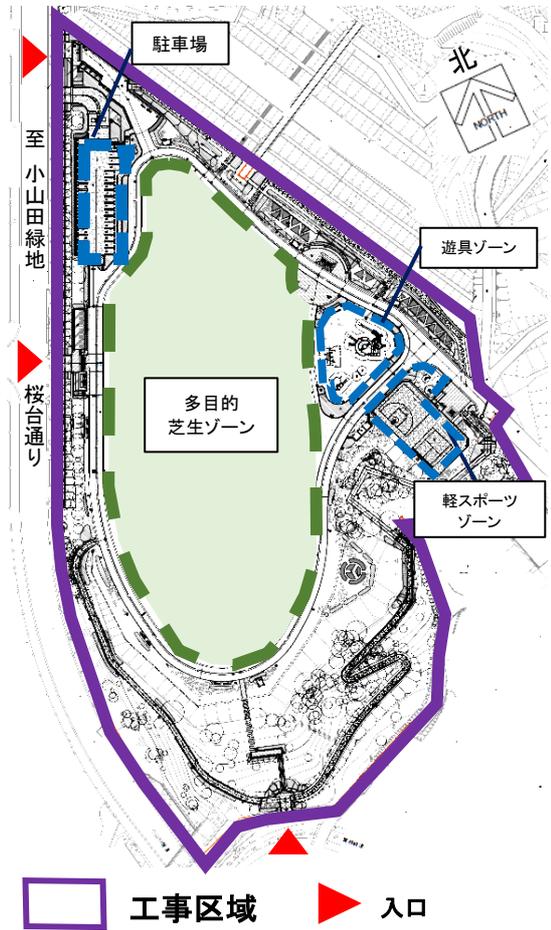
「熱回収施設等の周辺施設整備基本構想」に基づき、最終処分場の一部を閉鎖し、多世代が集えるスポーツ公園として活用を図るため、多目的芝生ゾーンや軽スポーツゾーンなどを整備する工事請負契約を締結するものです。

※第1期工事の「(仮称) 町田スポーツ公園」から名称を変更いたしました。

【議案の内容】

○ 工事内容

- ・ 多目的芝生ゾーンの整備
芝生広場 約 180m×70m
- ・ 軽スポーツゾーンの整備
バスケットボールコート (3x3 専用)
壁打ちテニス場、健康遊具
- ・ 遊具ゾーンの整備
複合遊具、ブランコ
- ・ 駐車場の整備
35 台の駐車スペース
(内 1 台障がい者用駐車区画)



【議案の法的根拠】

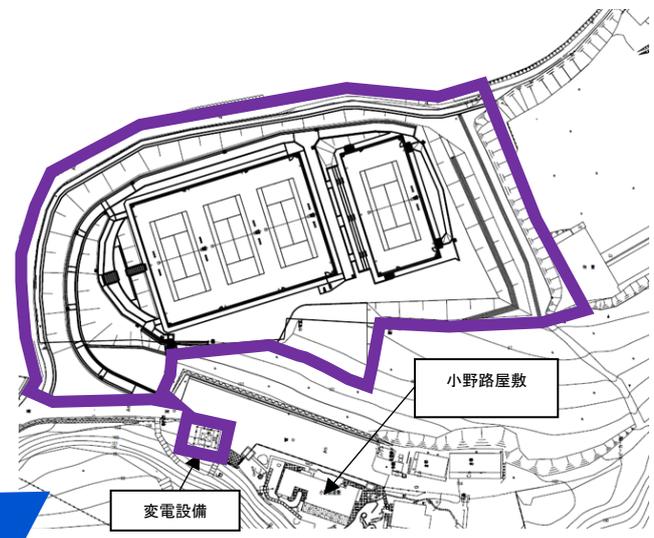
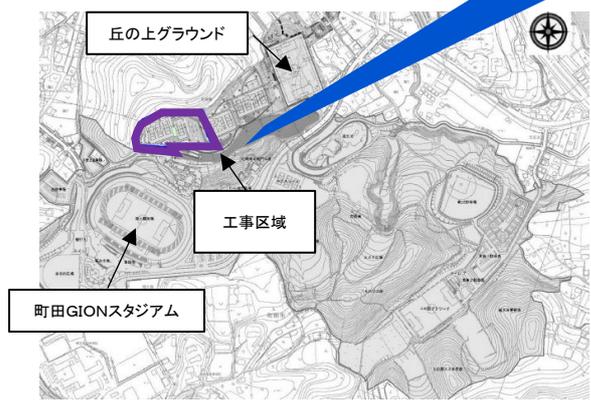
- 地方自治法第96条第1項第5号 (契約の締結)
- 地方自治法施行令第121条の2第1項 (議決に付すべき契約の基準)
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条 (議決に付すべき契約)

【契約の概要】

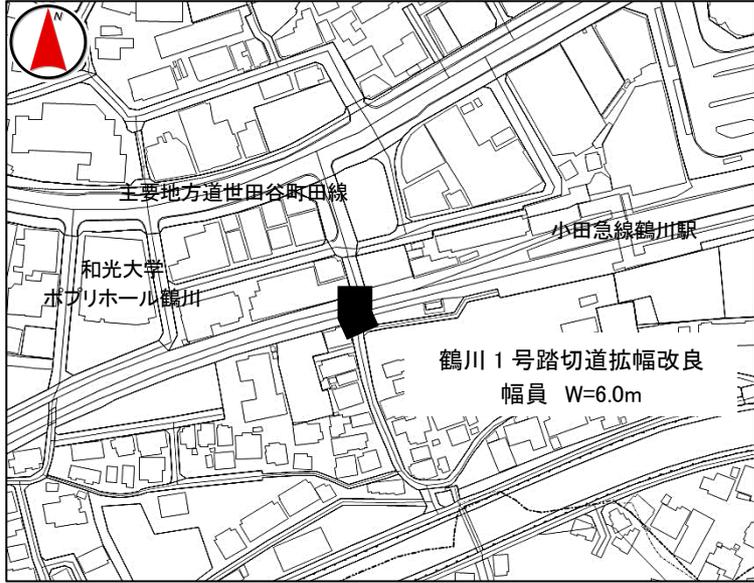
- 契約目的 (仮称) 忠生スポーツ公園整備工事 (その2)
- 契約方法 条件付一般競争入札
- 契約金額 389,325,420 円
- 契約相手方 東京都町田市山崎町 1635 番地 1
岳大土木株式会社
代表取締役 佐々木 信幸
- 工 期 契約確定の日から 2023 年 8 月 31 日まで

問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 坂上 (工事内容) 都市づくり部 公園緑地課長 新	電話	724-2523 724-4398
------	--	----	----------------------

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第56号議案 野津田公園拡張区域整備工事(その3)請負契約</p>		
<p>【議案提出の目的】</p>			
<p>「第二次野津田公園整備基本計画」に基づき、「スポーツの森」としての魅力を生み出すため、野津田公園北側拡張区域にテニスコートの整備を行う工事請負契約を締結するものです。</p>			
<p>【議案の内容】</p>			
<p>○工事内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・テニスコート整備工事 テニスコート4面、砂入り人工芝舗装 ・園路整備工事 アスファルト舗装、コンクリート舗装 ・給排水設備工事 給水管、雨水浸透貯留施設、 板状暗渠排水、浸透トレンチ ・電気設備工事 変電設備、テニスコート照明灯、 園路灯 		
			
<p>【議案の法的根拠】</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約） 			
<p>【契約の概要】</p>			
<p>○ 契約目的</p>	<p>野津田公園拡張区域整備工事（その3）</p>		
<p>○ 契約方法</p>	<p>条件付一般競争入札</p>		
<p>○ 契約金額</p>	<p>235,189,350円</p>		
<p>○ 契約相手方</p>	<p>東京都町田市小山町3125番地1 株式会社地研 代表取締役 入江 八重子</p>		
<p>○ 工 期</p>	<p>契約確定の日から2023年3月20日まで</p>		
<p>問合せ先</p>	<p>(契約内容) 財務部 契約課長 坂上 (工事内容) 都市づくり部 公園緑地課長 新</p>	<p>電話</p>	<p>724-2523 724-4398</p>

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第57号議案 (仮称) 鶴川1号踏切道拡幅改良工事に関する基本協定</p>		
<p>【議案提出の目的】</p>			
<p>鶴川1972号線(鶴川1号踏切道)は、踏切部の幅員が狭く自動車のすれ違いが出来ない状況となっています。歩行者及び自動車の安全性向上を図るため、鶴川駅周辺再整備事業に合わせて、踏切道の拡幅改良工事を小田急電鉄株式会社に委託するため、協定を締結するものです。</p>			
<p>【議案の内容】</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事箇所 小田急小田原線 鶴川1号踏切道 (町田市能ヶ谷一丁目地内) ・ 工事位置 鶴川駅 ～玉川学園前駅間 (新宿起点 25k384m 付近) ・ 延長 L=10.0m ・ 幅員 W=6.0m 	<p><工事区域図></p> 		
<p>【議案の法的根拠】</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法第96条第1項第5号(契約の締結) ○ 地方自治法施行令第121条の2第1項(議決に付すべき契約の基準) ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条(議決に付すべき契約) 			
<p>【協定の概要】</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 協定目的 ○ 協定金額 ○ 協定相手方 ○ 協定期間 	<ul style="list-style-type: none"> 鶴川1号踏切道拡幅改良工事 342,314,000円 東京都新宿区西新宿一丁目8番3号 小田急電鉄株式会社 取締役社長 星野 晃司 協定締結の日から2025年3月31日まで 		
<p>問合せ先</p>	<p>道路部 道路整備課長 市川</p>	<p>電話</p>	<p>724-1125</p>

議案概要

議案名	第58号議案（仮称）相模原市道宮上横山（相模原都市計画道路3・4・6号 宮上横山線）及び町田市道塚957号線（町田都市計画道路3・4・41号 ニュータウン幹線）の橋の新設工事に関する協定
-----	---

【議案提出の目的】

本路線は、八王子市から相模原市を結ぶ南北道路ネットワークを構築する都市計画道路です。本路線を整備することにより、相模原市方面のアクセス向上及び町田街道の慢性化した渋滞を解消することを目的として、「境川にかかる橋の管理に関する協定（昭和46年9月14日）」に基づき、橋の新設工事を相模原市に委託するため、協定を締結するものです。

【議案の内容】

<工事区域図>

- ・ 橋梁形式：鋼床版箱桁
- ・ 橋長 L=45.8m
- ・ 幅員 W=18.0m



【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）
- 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）

【協定の概要】

- 協定目的 相模原市道宮上横山（相模原都市計画道路3・4・6号 宮上横山線）及び町田市道塚957号線（町田都市計画道路3・4・41号 ニュータウン幹線）の橋の新設工事
- 協定金額 総額 416,105,100円
町田市負担 216,105,100円
- 協定相手方 神奈川県相模原市中央区中央二丁目11番15号
相模原市
相模原市長 本村 賢太郎
- 協定期間 協定締結の日から2024年3月31日まで

問合せ先	道路部 道路整備課長 市川	電話	724-1125
------	---------------	----	----------

議案概要

議案名	第59号議案 東急田園都市線に架かる跨線橋（長津田車庫跨線人道橋上部施設）の補修工事の施行に関する協定
-----	---

【議案提出の目的】

東急田園都市線長津田車庫跨線人道橋の補修工事を東急電鉄株式会社に委託するため、協定を締結するものです。

【議案の内容】

- ・ 工事箇所 長津田車庫跨線
人道橋
(町田市南成瀬八丁目地内)
- ・ 工事位置 東急田園都市線
成瀬駅～長津田駅間
(渋谷起点 26k453m 付近)
- ・ 延長 L=196m
- ・ 幅員 W=3.0m

<工事区域図>



【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）
- 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）

【協定の概要】

- 協定目的 長津田車庫跨線人道橋補修工事
- 協定金額 552,420,000円
- 協定相手方 東京都渋谷区神泉町8番16号
東急電鉄株式会社
取締役社長 渡邊 功
- 協定期間 協定締結の日から2025年3月31日まで

問合せ先	道路部 道路維持課長 林田	電話	724-1121
------	---------------	----	----------